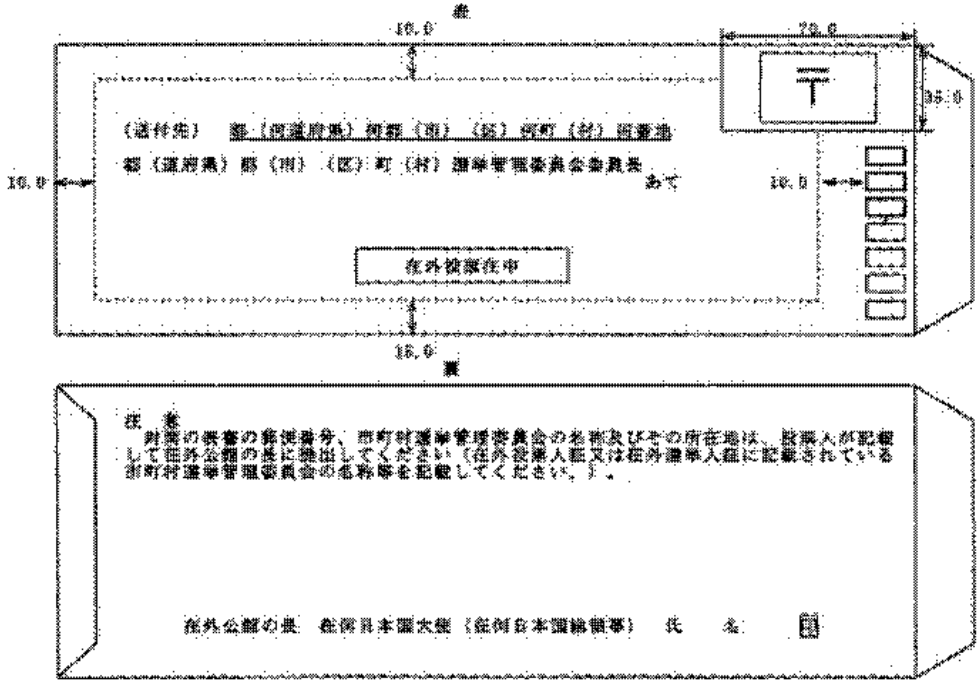
別記第十六号様式（令第百十八条第一項又は第百二十条の規定による投票（選挙長投票）の様式）（第六十条関係）



備考

1　寸法の単位は、ミリメートルとする。

2　郵便番号記入枠は、上図の位置に表示しなければならない。

3　あて名は、封筒の端辺から所定の間隔を空けて点線の内側に記載しなければならない。

4　封筒の右上部の「〒」の位置は切手等をはり付ける位置なので、あて名等は記載してはならない。

5　封筒の表面の投票が在中する旨の記載は、朱書きしなければならない。